

第 5 5 号議案

八王子市先端技術センター条例の一部を改正する条例設定  
について

八王子市先端技術センター条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市先端技術センター条例の一部を改正する条例

八王子市先端技術センター条例（平成 1 6 年八王子市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;"><b><u>八王子市新産業センター条例</u></b></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <b><u>起業者、新たな分野への展開を目指す企業及び社会課題をものづくりにより解決しようとするベンチャー企業を誘致及び支援し、並びに</u></b>技術力の向上を目指す企業を支援することにより、企業の技術革新及び新たな事業展開を推進し、もって地域経済の発展に寄与するため、<b><u>新産業センター</u></b>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><b><u>新産業創出センター</u></b></td><td>八王子市<b><u>中野町 2 6 6 5 番地 1</u></b></td></tr><tr><td><b><u>新産業開発・交流センター</u></b></td><td>八王子市旭町<b><u>1 番 1 号</u></b></td></tr></tbody></table>	名称	位置	<b><u>新産業創出センター</u></b>	八王子市 <b><u>中野町 2 6 6 5 番地 1</u></b>	<b><u>新産業開発・交流センター</u></b>	八王子市旭町 <b><u>1 番 1 号</u></b>	<p style="text-align: center;"><b><u>八王子市先端技術センター条例</u></b></p> <p>（設置）</p> <p>第 1 条 <b><u>企業間の連携又は企業と大学等との連携（以下「企業間等の連携」という。）による共同研究開発を支援し、及び</u></b>技術力の向上を目指す企業を支援することにより、企業の技術革新及び新たな事業展開を推進し、もって地域経済の発展に寄与するため、<b><u>先端技術センター</u></b>（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><b><u>先端技術共同研究センター</u></b></td><td>八王子市<b><u>中野上町四丁目 8 番 5 号</u></b></td></tr><tr><td><b><u>先端技術開発・交流センター</u></b></td><td>八王子市旭町<b><u>1 0 番 2 号</u></b></td></tr></tbody></table>	名称	位置	<b><u>先端技術共同研究センター</u></b>	八王子市 <b><u>中野上町四丁目 8 番 5 号</u></b>	<b><u>先端技術開発・交流センター</u></b>	八王子市旭町 <b><u>1 0 番 2 号</u></b>
名称	位置												
<b><u>新産業創出センター</u></b>	八王子市 <b><u>中野町 2 6 6 5 番地 1</u></b>												
<b><u>新産業開発・交流センター</u></b>	八王子市旭町 <b><u>1 番 1 号</u></b>												
名称	位置												
<b><u>先端技術共同研究センター</u></b>	八王子市 <b><u>中野上町四丁目 8 番 5 号</u></b>												
<b><u>先端技術開発・交流センター</u></b>	八王子市旭町 <b><u>1 0 番 2 号</u></b>												

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 新産業創出センター

ア 研究開発のための入居施設として研究開発室を提供すること。

イ 工業技術の発展の支援に関すること。

ウ 起業者（市内に事業所等を設け、起業する者又は起業してから5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及びベンチャー企業（革新的な技術を有し、ものづくりにより社会課題を解決しようとするものとして市長が認める中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）への支援に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、企業の技術革新及び新たな事業展開を推進するために市長が必要と認める事業への支援に関すること。

(2) 新産業開発・交流センター

ア 製品開発、技術開発及び設計のための入居施設として設計開発室を提供すること。

イ 企業の技術革新及び新たな事業展開の推進の支援に関すること。

ウ 起業者及びベンチャー企業の技術交流、連携の促進及び情報発信に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、起業者及びベンチャー企業への支援に関し市長が必要と認める事業

(対象者)

第4条 新産業創出センターの入居施設を使用できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) ものづくり産業（八王子市いきいき産業基本条例（平成15年八王子市条例第3号）第1条第1項に規定する業種をいう。以下同じ。）に該当する者であること。

(2) 研究開発を行う者（市内に事業所を有

(事業)

第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 先端技術共同研究センター

ア 企業間等の連携による共同研究開発及び試作の場の提供に関すること。

イ 測定、分析、評価等の工業技術の支援に関すること。

ウ 製品化、事業化等に向けた支援に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、企業間等の連携による共同研究開発及び技術力の向上に関し市長が必要と認める事業

(2) 先端技術開発・交流センター

ア 企業間等の連携による製品開発、技術開発及び設計の場の提供に関すること。

イ 製品化、事業化等に向けた支援に関すること。

ウ 企業の技術交流、連携の促進及び情報発信に関すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、企業の技術力、製品開発力の向上に関し市長が必要と認める事業

(施設)

第4条 センターの施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第5条 先端技術共同研究センターの入居施設を使用できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) ものづくり産業（八王子市いきいき産業基本条例（平成15年八王子市条例第3号）第1条第1項に規定する業種をいう。以下同じ。）に該当するものであること。

(2) 企業間等の連携による共同研究開発を

する企業又は市内に存する大学が参加しているものに限る。ただし、市長が必要と認める場合にあつては、この限りでない。）であること。

(3) (略)

**2 新産業開発・交流センター**の入居施設を使用できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) ものづくり産業に該当する者であること。
- (2) 製品開発、技術開発及び設計を行う者（市内に事業所を有する企業又は市内に存する大学が参加しているものに限る。ただし、市長が必要と認める場合にあつては、この限りでない。）であること。

**(3) 企業の技術革新及び新たな事業展開の推進を行う者であること。**

**(4) 第2号**の製品開発等及び前号の新たな事業展開の推進等について、取り組む具体的な課題を有し、かつ、将来性及び地域の企業への波及効果が認められる事業を行う者であること。

**(5) 前各号**に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備えていること。

(休館日等)

**第5条** (略)

(使用期間)

**第6条** (略)

(使用承認等)

**第7条** (略)

2 (略)

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしないものとする。

- (1) 研究開発、製品開発、技術開発及び設計の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)～(4) (略)

**(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件に該当しないとき。**

(使用料)

**第8条 新産業開発・交流センター**の使用に

行うもの（市内に事業所を有する企業又は市内に存する大学が参加しているものに限る。）であること。

(3) (略)

**2 先端技術共同研究センターの開放使用設備を使用できる者は、ものづくり産業に該当する者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りでない。**

**3 先端技術開発・交流センター**の入居施設を使用できる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) ものづくり産業に該当するものであること。
- (2) 企業間等の連携による製品開発、技術開発及び設計を行うもの（市内に事業所を有する企業又は市内に存する大学が参加しているものに限る。ただし、市長が必要と認める者については、この限りでない。）であること。

**(3) 前号**の製品開発等について、取り組む具体的な課題を有し、かつ、将来性及び地域の企業への波及効果が認められること。

**(4) 前3号**に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を備えていること。

(休館日等)

**第6条** (略)

(使用期間)

**第7条** (略)

(使用承認等)

**第8条** (略)

2 (略)

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認をしないものとする。

- (1) 共同研究開発の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)～(4) (略)

(使用料)

**第9条 センター**の使用については、別表に

については、別表に定める額の使用料を徴収する。

**2 新産業創出センターの使用料は、無料とする。**

**3** (略)

**4** (略)

**5** (略)

(使用者の費用負担)

**第9条** (略)

(使用の変更)

**第10条** (略)

(使用の取消し等)

**第11条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、センターの使用承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 使用料 **又は第9条に規定する市規則で定める費用** を滞納したとき。

(5)～(7) (略)

(原状回復義務)

**第12条** (略)

(損害賠償義務)

**第13条** (略)

(委任)

**第14条** (略)

別表 (**第8条**関係)

**新産業開発・交流センター**  
(略)

定める額の使用料を徴収する。

**2** (略)

**3** (略)

**4** (略)

(使用者の費用負担)

**第10条** (略)

(使用の変更)

**第11条** (略)

(使用の取消し等)

**第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、センターの使用承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 使用料を滞納したとき。

(5)～(7) (略)

(原状回復義務)

**第13条** (略)

(損害賠償義務)

**第14条** (略)

(委任)

**第15条** (略)

別表 (**第4条、第9条**関係)

**1 先端技術共同研究センター**

使用区分			金額
入居施設	研究開発室	月額	使用する床面積に1平方メートル当たり675円を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
開放使用設備	測定機器 分析機器	1日	市規則で定める額

**2 先端技術開発・交流センター**  
(略)

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の表、先端技術開発・交流センターの項、位置の欄の改正規定は、平成31年8月1日から施行する。